

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月28日
【事業年度】	第11期（自平成26年3月1日至平成27年2月28日）
【会社名】	ネオス株式会社
【英訳名】	Neos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員経営管理部長 中野 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員経営管理部長 中野 隆司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
売上高 (千円)	5,224,233	6,037,561	6,615,454	7,277,394	5,333,583
経常利益又は経常損失 () (千円)	523,812	534,283	365,742	175,921	376,740
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	277,315	207,723	84,708	63,040	982,144
包括利益 (千円)	-	230,057	81,176	61,340	968,576
純資産額 (千円)	2,910,446	3,118,026	2,989,043	3,586,286	2,683,952
総資産額 (千円)	3,739,507	3,974,753	3,707,031	4,589,059	4,102,784
1株当たり純資産額 (円)	37,588.66	39,352.10	379.28	427.11	312.00
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 () (円)	3,728.76	2,698.79	10.91	7.99	116.12
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	3,530.52	2,423.62	-	7.69	-
自己資本比率 (%)	76.8	76.9	79.5	77.2	64.8
自己資本利益率 (%)	10.2	7.0	2.9	1.9	31.7
株価収益率 (倍)	37.1	28.2	-	129.4	-
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	828,076	571,845	302,297	942,910	206,215
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	645,548	450,904	462,677	434,057	771,404
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	13,447	14,561	28,991	530,397	670,155
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,116,290	1,222,669	1,033,298	2,072,549	1,769,884
従業員数 (人)	211	225	244	269	254
(外、平均臨時雇用者数)	(37)	(34)	(30)	(22)	(12)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成22年6月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。第7期における1株当たり当期純利益金額は、期首に分割がなされたものとして計算しております。

3. 第9期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第9期及び第11期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 平成25年9月1日付で、普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

6. 従業員数は就業人員であり、()内に記載の年間の平均臨時雇用者数は外数となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
売上高 (千円)	4,130,394	4,399,523	5,787,949	7,250,070	5,306,796
経常利益又は経常損失 () (千円)	405,514	240,461	216,395	169,713	373,121
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	218,635	106,734	95,945	90,986	972,921
資本金 (千円)	937,335	949,048	950,148	1,233,747	1,293,874
発行済株式総数 (株)	76,374	77,622	77,688	8,298,300	8,526,300
純資産額 (千円)	2,778,175	2,872,954	2,942,623	3,568,831	2,672,507
総資産額 (千円)	3,455,992	3,431,731	3,664,351	4,575,575	4,089,890
1株当たり純資産額 (円)	36,072.49	36,559.28	373.66	425.21	310.67
1株当たり配当額 (円)	450	450	450	4.5	1.5
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 () (円)	2,939.75	1,386.72	12.35	11.53	115.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	2,798.14	1,361.72	12.22	11.10	-
自己資本比率 (%)	79.7	82.7	79.2	77.1	64.8
自己資本利益率 (%)	8.3	3.8	3.3	2.8	31.5
株価収益率 (倍)	47.0	55.0	46.7	89.7	-
配当性向 (%)	15.3	32.5	36.4	39.0	-
従業員数 (人)	158	161	222	251	236
(外、平均臨時雇用者数)	(33)	(30)	(29)	(22)	(12)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成22年6月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。第7期における1株当たり当期純利益金額は、それぞれ期首に分割がなされたものとして計算しております。

3. 平成25年9月1日付で、普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第11期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、()内に記載の年間の平均臨時雇用者数は外数となっております。

2【沿革】

年月	事項
平成16年4月	ブライムワークス(株)設立。代表取締役社長に池田昌史就任
平成17年7月	シャープ(株)と共同で携帯電話きせかえサービス『カスタモ』を開始
平成18年4月	ポードフォン(現ソフトバンクモバイル(株))向け携帯電話用電子ブックビューワーのライセンスを開始
平成20年5月	東京証券取引所マザーズへ上場
平成20年10月	カタリスト・モバイル(株)を子会社化
平成20年11月	KDDI(株)とヘルスケア分野で提携、健康管理サービス『au Smart Sports Karada Manager』の提供開始
平成21年3月	(株)カメラシステムを子会社化
平成21年7月	メディアキュート(株)を設立
平成21年8月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)に対する第三者割当増資を実施
平成21年9月	子会社スタジオプラスコ(株)を設立
平成22年10月	『Karada Manager』Android向けサービスを提供開始
平成23年2月	アドビ・システムズ社推進の「Open Screen Project」に「スケーリング・パートナー」として参加
平成23年9月	Android版キャラクターコンテンツ配信サイト『カスタモ』のサービスを展開
平成23年10月	docomoスマートフォン向けに「アニエモ」技術のライセンスを開始
平成24年1月	東京証券取引所 市場第一部へ市場変更
平成24年4月	docomoスマートフォン向けに音質向上ソリューション『Audyssey Dynamic EQ』の技術ライセンスを開始
平成24年5月	HTML5コミックビューワーに対応した新電子書籍サーバーソリューションを提供
平成24年6月	カタリスト・モバイル(株)と合併。ネオス(株)に商号変更
平成24年8月	docomoのスマートフォン向けサービス「デコメ絵文字pop・デコメピクチャpop」に採用されている『アニエモ』技術がHTML5に対応
平成24年9月	docomoの写真・動画ストレージサービス ドコモクラウド「フォトコレクション」の開発を支援
平成24年10月	テクノロジー企業成長率ランキング 第10回「日本テクノロジーFast50」を6年連続受賞
平成24年11月	メディアキュート(株)の事業を譲り受け、同社を清算
平成25年2月	docomoが発売するスティック型デバイス『SmartTV dstick 01』を企画・開発、製造
平成25年2月	「TIZEN」「Firefox OS」に対応したHTML5アプリ制作ソリューション『MatrixEngine for JavaScript』をリリース
平成25年3月	韓国Nemustech Co., Ltd 社と共同出資により、ネマステックジャパン(株)を設立
平成25年3月	無料通話・無料メールスマートフォンアプリ「LINE(ライン)」で スタンプの配信を開始
平成25年6月	子会社(株)カメラシステムを吸収合併
平成25年9月	特化したクラウドアドレス帳サービスを新たに開発。法人向け『SMART アドレス帳』を提供開始
平成25年10月	NTTドコモのスマホ向け新サービス『dキッズ』の知育アプリをネオスが開発
平成25年11月	ネオスが「Tizen Association」にパートナー企業として加盟
平成25年11月	スマートフォン向けきせかえサイトをiPhone向けに提供開始
平成25年11月	Passbook 対応サービス「STOREPASS」の事業を取得。12月より導入社40社に対し『neoPass for Coupon』として提供開始
平成26年2月	次世代オープンプラットフォーム「Firefox OS」Web アプリケーション拡充をネオスが支援
平成26年6月	米国シリコンバレーに100%子会社Neos Innovations International, Inc.を設立
平成26年12月	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントと合同会社インミミックを設立

- (注) 1. 「電子ブック」とはコミック、写真集、書籍等のペーパーメディアコンテンツを携帯電話等の電子機器上で再現したものであります。
2. 「ビューワー(Viewer)」とは、コンテンツの内容を閲覧するソフトウェアの総称であり、機能を閲覧に絞ったアプリケーションであります。

3【事業の内容】

当社グループは、ネオス株式会社（当社）、連結子会社3社及び関連会社1社で構成されており、保有する技術やノウハウを、顧客ニーズに対応したソリューションという形で提供する「ソリューション事業」と、ソフトウェア、コンテンツ・サービス、ASPサービス等の自社のプロダクト及びサービスとして展開する「プロダクト&サービス事業」の、二つの事業を行っております。

「ソリューション事業」は、アプリケーション・コンテンツ・ウェブにおける技術、ノウハウを応用して、顧客ニーズに対応したソリューションの提供を行う事業です。

携帯キャリア、端末メーカー、コンテンツプロバイダー等に対して、モバイル、インターネットのプラットフォーム開発を支援するソリューション事業と、製薬会社、クリニック、エステ・美容、健康食品メーカー等、メディカル・ヘルスケア分野の顧客を中心とした一般法人を対象とするソリューション事業に大別されます。

「プロダクト&サービス事業」は、ソフトウェア・システム・コンテンツ等のプロパティをライセンス、ASPサービス、コンシューマーサービス等を通じて展開する事業です。

携帯キャリア、端末メーカー、コンテンツプロバイダーなどに対して、当社グループで開発したソフトウェアやコンテンツ、サーバーシステム等をライセンスやASPサービスとして提供する事業と、コンシューマー向けに、共同または単独でコンテンツ配信やウェブサイトを通じてサービスを展開する事業とに大別されます。

これらの分野を融合することにより、当社独自のソリューションを創出し、携帯キャリア、携帯端末メーカー、コンテンツプロバイダー、一般法人に対し「クロスソリューション」として提供していくことを当社の基幹事業としております。

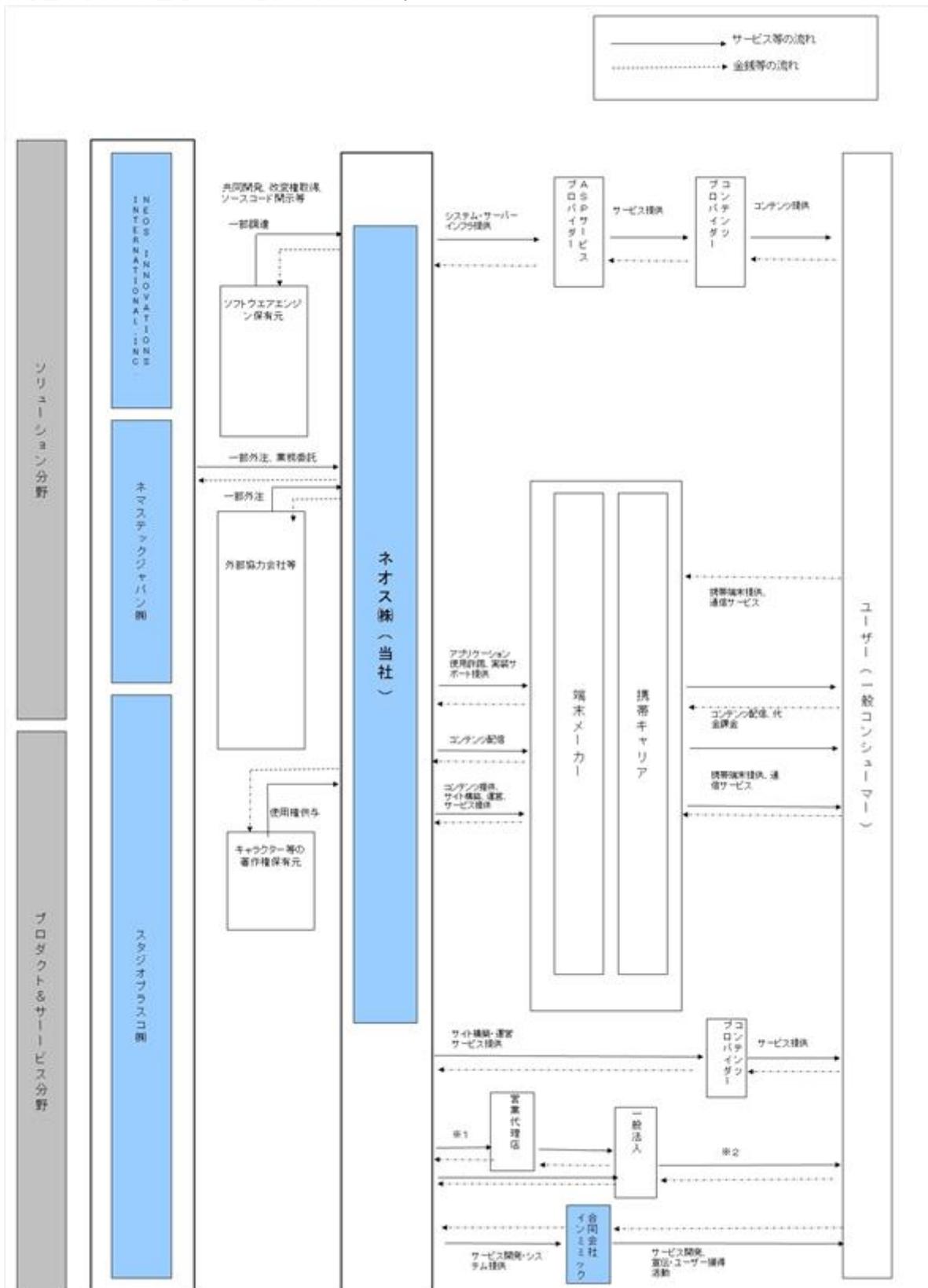
(注)「ASP」とはアプリケーション・サービス・プロバイダーの略称であり、アプリケーションをサーバー上で一括稼働し、インターネットを利用してその機能を配信することであります。

〔当社及び連結子会社並びに関連会社〕

会社名	地域	分野	主な事業内容
ネオス株式会社	国内	ソリューション事業	アプリケーション・コンテンツ・ウェブにおける技術、ノウハウを応用して、顧客ニーズに対応したソリューションの提供を行う事業
	国内	プロダクト&サービス事業	ソフトウェア・システム・コンテンツ等のプロパティをライセンス、ASPサービス、コンシューマーサービス等を通じて展開する事業
スタジオプラスコ株式会社 (連結子会社)	国内	ソリューション事業	デジタルコンテンツの制作・企画
ネマステックジャパン株式会社 (連結子会社)	国内	ソリューション事業	ソフトウェアの企画、研究、開発、調査
NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. (連結子会社)	国外	ソリューション事業	スマートデバイスに係るソフトウェア、サービス等の企画、研究、開発、事業化
合同会社インミミック (関連会社)	国内	プロダクト&サービス事業	次世代動画サービスの企画・開発・配信等

[事業系統図]

当企業集団の事業系統図は以下のとおりであります。



- 1 PC及び携帯のウェブサイトの企画・開発・運営、コンサルティング、ネット広告エージェント業務等のウェブマーケティング業務、当社運営情報を通じたアフィリエイト・広告手段の提供等
- 2 PC及び携帯ウェブサイトによる情報の提供等

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) スタジオプラスコ株式会社	東京都千代田区	10,000千円	デジタルコンテンツの制作・企画	100.0	当社より同社へデジタルコンテンツの制作を委託しております。役員の兼任あり。
ネマステックジャパン株式会社	東京都千代田区	11,025千円	ソフトウェアの企画、研究、開発、調査	51.0	当社より同社へソフトウェアの企画、研究、開発、調査を委託しております。役員の兼任あり。
NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.	アメリカ合衆国カリフォルニア州	300千米ドル	スマートデバイスに係るソフトウェア、サービス等の企画、研究、開発、事業化	100.0	当社より同社へソフトウェアの企画、研究、開発、調査を委託しております。役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) 合同会社インミミック	東京都千代田区	8,000千円	次世代動画サービスの企画・開発・配信等	50.0	当社より同社へソフトウェア、コンテンツの提供。役員兼任あり。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成27年2月28日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
製造・販売部門	194 (5)
管理部門	60 (7)
合計	254 (12)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成27年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
236 (12)	38.2	3.8	5,830,783

事業部門の名称	従業員数(人)
製造・販売部門	176 (5)
管理部門	60 (7)
合計	236 (12)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度（自平成26年3月1日 至平成27年2月28日）における日本経済は、平成26年4月の消費税増税の影響により個人消費を中心に伸び悩みが続いたものの、政府の経済対策や日銀の金融対策等により、企業収益や雇用情勢の改善、輸出や生産の持ち直し、株価の上昇等が顕在化しており、全体としては緩やかな成長基調にシフトしつつあります。

携帯電話市場においては、平成26年（1月～12月）の出荷台数が前年比2.5%減の3828万台、うちスマートフォンは同 5.3%減の2770万台、逆にフィーチャーフォンは5.7%増の1058万台となっており（出典：㈱MM総研[東京・港]）、急速に成長してきたスマートフォン市場も、踊り場を迎えている状況にあります。コンテンツ市場においては、SNSとゲーム市場が活況を呈する一方、それ以外の分野ではインターネットの無料文化浸透のなかで、月額固定のサブスクリプションモデルの展開等、さまざまなビジネスモデルの試行が続いている状況にあります。一方、キャリア戦略の要は、端末・通信・サービスという三位一体の垂直統合型の展開から、ECや決済サービス等、現実の生活に密着した総合サービス事業の方向にシフトしつつあり、その事業展開も急速に変容しています。

このように大きく変動する市場環境のなか、当社事業においては、通信キャリアの端末開発需要の落ち込みを受け、ソリューション事業が大きく低迷するとともに、前述のスマートフォンの出荷減の影響もあり、キャリア端末向けソフトウェアライセンス事業が大きく減少しました。また、これに加えて、昨年度に大きく売上に寄与したNTTドコモ向けスティック型デバイスの出荷が今期においてはなかったことも相俟って、前年に比べ大幅な減収減益となりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は5,333,583千円（前期比26.7%減）、営業損失は413,961千円（前期は160,211千円の営業利益）、経常損失は376,740千円（前期は175,921千円の経常利益）となりました。なお、純損失に関しては、第3四半期会計期間における特別損失の計上、および繰延税金資産の取り崩しにより、982,144千円（前期は63,040千円の純利益）の損失を計上する結果となりました。

これらの大きな環境変化への対応として、第3四半期において大幅な組織の見直しを行い、ソリューション事業の再構築、法人向けプロダクト&サービス事業拡大への取り組み、ヘルスケア・教育等潜在成長力の高いコンテンツ事業の育成等の構造改革を進めています。この結果、第4四半期会計期間においては、ソリューション事業、プロダクト&サービス事業共に売上高が回復し、前四半期に比べ全体として3割近い増収となっており、利益についても黒字転換を実現しております。

以下、事業別の動向について述べます。

<ソリューション事業>

当連結会計年度におけるソリューション事業の売上高は、3,529,042千円（前期比19.9%減）となりました。

ソリューション事業においては、通信キャリアにおける端末開発需要の落ち込みを受け、キャリア向けソリューション事業が大きく低迷しました。これに対して、平成26年9月に、キャリアから法人までトータルに対応する「ソリューション事業本部」を新設し、サービス事業者、一般法人を主軸にした新たな顧客開発、案件開発を推進しております。また、開発体制においても、これまで組織別に抱えていた開発組織を一本化し、アプリからシステム、Webまでを含めて総合的に開発を担う新体制を構築しました。これらの体制整備のもと、積極的に事業活動を推進した結果、第4四半期会計期間においては、前四半期に比べ2割を超える増収を獲得する結果につながっております。

<プロダクト&サービス事業>

当連結会計年度におけるプロダクト&サービス事業の売上高は、1,804,541千円（前期比37.1%減）となりました。

プロダクト&サービス事業における減収の最大要因は、昨年度に大きく寄与したNTTドコモ向けスティック型デバイスの出荷が今期においてはなかったことにあります。またこれに加えて、キャリア端末向けソフトウェアライセンス事業の低迷も、今期の減収要因となっております。

端末向けライセンスビジネスとコンシューマー向けサービスの事業環境が厳しいなか、当社グループでは、法人向けプロダクト&サービス事業の拡大に注力すると共に、ヘルスケアや教育等、潜在成長力の高いコンテンツビジネスの育成や、本年3月よりシャープ株式会社と開始したガラパゴスケータイ×Android、通称“ガラホ”向け新サービス『情報ライブ待受』といった新規協業型サービスなどの新しいビジネスモデルへの取り組みを積極的に推進しております。

このなかで、法人向けプロダクト&サービス事業については、KDDIと販売提携し法人スマホ導入企業におけるオフィスの生産性向上を狙って、クラウド型「SMARTアドレス帳」サービスの展開を拡大したのに加え、株式会社IDCフロンティアと業務提携し、企業ユーザーが安価で手軽にクラウドを利用できるソリューション『4U CLOUD（フォーユークラウド）』の提供を開始する等、同分野での事業基盤を着実に拡大しております。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、1,769,884千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、206,215千円（前期は942,910千円の収入）となりました。これは主に、非資金支出費用の減価償却費384,996千円や減損損失231,860千円があったものの、税金等調整前当期純損失594,400千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は771,404千円（前期は434,057千円の支出）となりました。これは主に、ソフトウェア等の無形固定資産及び投資有価証券の取得等による資金流出によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、670,155千円（前期は530,397千円の収入）となりました。これは主に、長期借入金による資金調達によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の生産実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	前年同期比(%)
情報サービス事業(千円)	3,899,064	74.7
合計(千円)	3,899,064	74.7

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の受注状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
情報サービス事業(千円)	5,247,832	74.0	550,995	86.5
合計(千円)	5,247,832	74.0	550,995	86.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	前年同期比(%)
情報サービス事業(千円)	5,333,583	73.3
合計(千円)	5,333,583	73.3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 最近2連結会計年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。
 なお金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)		当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	3,081,743	42.3	1,320,993	24.8
エイベックス通信放送株式会社	523,133	7.2	611,328	11.5

3【対処すべき課題】

スマートデバイス時代の新しいプロダクト&サービス事業の創出

情報通信市場においては、スマートフォンの普及が進み、単にフィーチャーフォンからの移行に留まらず、タブレット端末等を含めてTV、車、生活家電等、新しい形でスマートフォンの技術を用いた「スマートデバイス」とも呼ぶべき機器が使用される場面が増えております。また、クラウド化、グローバル化により、使用端末や使用場所を問わない、シームレスなコビキタス環境がいよいよ実現に向かいつつあります。

当社グループでは、既存サービスのスマートフォンへの展開は勿論のこと、「スマートデバイス」時代にふさわしい新たなプロダクト&サービス事業の創出が極めて重要な課題であると考えており、海外での展開、提携も含め、今まで以上に積極的な事業投資を行い、企画・開発に取り組んでまいります。

バランスのとれたソリューション事業の展開

当社グループは、携帯キャリア、端末メーカー、有力サービス事業者等に対し、スマートデバイスに関する技術、コンテンツ等を総合的に提供する「スマートプラットフォーム事業」と、法人企業のリアルビジネスをインターネット、モバイルからサポートする「コーポレートソリューション事業」を展開しております。今後も携帯キャリア、端末メーカー、有力サービス事業者等の情報通信フィールドの顧客とリアルビジネスを行う一般法人顧客、これら二分野をバランスよく保持することによって、ソリューション事業の安定的な事業基盤を維持、拡大していくことが重要な課題であると認識しております。

グローバル化の推進

「スマート革命」時代においては、端末やOS、プラットフォームの世界共通化により、日本市場や世界市場の境界がなくなる方向にあり、日本国内だけではなく、常に世界に目を向け、グローバルな視点にたった事業の展開が必須となります。そういった環境の中で、常に優位にたてるプロダクト&サービスを生み出せるグローバルな企画力、技術力、マーケティング力等の維持、育成・蓄積が課題と考えております。

開発についてもすべてを日本で行う必要はなく、ボーダレスな環境のもと、必要に応じてコスト等を加味しながら、最適な場所で作り最適なマーケットで展開していくことを基本に、オフショア開発を推進していくことが課題と捉えております。

プロジェクトマネジメントの強化

当社グループの成長に伴い、長期にわたるプロジェクトや大量の工数を要する大型プロジェクトの受注が増える傾向にあります。これらの大型プロジェクトについては、より高度なプロジェクト管理が要求されるため、当社グループにおいてもマネジメント力をさらに強化していくことが課題と捉えております。

有能な人材の確保および育成

当社グループが経営目標として掲げる「情報通信技術とコンテンツの融合による新しい価値の創出」を実現するためには、技術に関する知見やサービス企画スキルなどの高度な専門スキルを持ちつつ、幅広い視野に基づいてプロジェクトをマネジメント・プロデュースできる有能な人材の確保と育成が課題となります。

これまで同様、引き続き潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、今後はより一層社内の育成環境の強化に取り組んでまいります。

コーポレートガバナンスの強化と内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制の更なる強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。業容の拡大に合わせ、常に見直すことも重要であると考えており、更なるコーポレートガバナンスおよび内部統制の強化に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の事項および本項記載以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は当社グループの事業または本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご注意ください。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

業界の動向について

当社が属する情報通信業界においては、これまでも技術革新や新しいビジネスモデルの出現が頻繁に起き、これによって、業界全体が大きく変化してきました。昨今においても、スマートフォンの出現と共に、フィーチャーフォンからの急速な代替、これに伴う携帯コンテンツサービスの衰退、課金方法等のビジネスモデルの変化、通信キャリアの業態変化の進行等が進んでおります。当社グループでは、こういった業界動向を予測しながら、新規顧客の開拓や新サービスの立ち上げへの着手等を行い、環境変化への対応を常に模索しながら経営を行っております。しかしながら、ビジネスモデル、取引先、ユーザーの使い方、市場動向等の環境が想定と大きく違った動きをした場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競争について

当社グループの属する業界は、現状、法令や規制による参入障壁が低く、また、技術革新が日進月歩であることから、競合他社の参入の可能性や技術の均衡化による更なる競争激化の可能性があります。

当社グループは、常に新しい技術の開発、習得に万全の体制を敷いておりますが、意表をつく技術の進歩、また、新たなビューワープラットフォームなどの急速なシェアの拡大、エンドユーザー向けサービス分野における採算を度外視した過度な広告宣伝競争の台頭、コンテンツ制作やウェブソリューション分野において、予想を超える優れた企画・制作・開発力を持つ新規会社の参入、世界レベルでのOS共通化などによる海外ベンダーとの競争激化などにより、当社グループの競争力や優位性を保つことが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

研究開発、先行投資について

当社グループの提供するサービス及び開発するソフトウェア等において、研究開発に多大な費用を要する場合や先行して開発投資やサーバーなどの設備投資を行う場合があり、事業化に至らない場合や事業開始後に販売不振、会員数伸び悩みなど、実績が当初の計画から大きく変動する場合は、多大な費用の計上や投資額の減損処理をせざるを得ないことが想定され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

携帯電話事業者との取引への集中度が高いことについて

当社グループは、事業の特性により、携帯電話事業者との取引高が相対的に高い水準にあります。携帯電話事業者とは今後も安定的に取引を継続することが可能であると考えています。しかし、すべての取引先と永続的な取引が確約されているわけではなく、将来において、取引が減少または中断することになれば、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術進歩による技術・サービスのライフサイクルへの影響について

当社グループの事業領域である携帯電話、インターネット関連業界においては、日進月歩で技術革新が著しく、常に新たな技術・サービスが誕生しています。当社グループも常に最新の技術動向に着目し、技術力で他社に遅れを取ることのないように努めております。

しかしながら、当社グループが想定する以上の技術革新や新サービスが展開され、当社グループの技術やサービスが陳腐化する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材リスクについて

事業拡大にあたり、専門スキルをもった人材を十分に確保することが大きな課題となっております。優秀な人材の確保や人材の流出を防ぐため、より魅力的な会社となるべく注力をしてはいますが、市場や環境の変化により、当社グループに必要な人材の確保ができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、情報通信業界は労働の流動性が高く、当社においても仕事におけるモチベーションの向上やインセンティブ等、優秀な人材が流出しない施策を打っておりますが、当社グループに必要な人材の流出が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

外注委託先の確保について

当社グループは、グループ内の人員不足の補完及び開発費用削減などを目的に受託開発業務等については、外注委託を行っており、優秀な外注委託先を安定的に確保することが重要であると考えています。しかし、優秀な外注委託先が安定的に確保できない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

製造物責任について

当社グループは、ハードウェア事業の運営にあたっては、ハードウェア固有の製造管理業務が発生するため、それらに対する体制の構築を行い、厳密な品質管理に努めております。しかしながら、予期せぬ事情等により、大規模な製品回収、損害賠償の発生、訴訟の提起等が生じた場合、当社グループのイメージ、ブランド、評判の低下、顧客流失、保険金を上回る費用の発生等を惹起し、当社グループの事業、業績、および財務状態に悪影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ及び個人情報保護に関するリスクについて

当社グループは、情報セキュリティについて、コンピュータウイルスや外部からの不正アクセスに対し、社内の情報システム部門を中心に対策を講じています。また業務に関連して個人情報を保有することがありますが、保有する個人情報については、データを有するサーバーへのアクセス制限を設けるなどの管理を実施し、個人情報に関する取り扱いについては然るべき対策を施すとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの認定を受けるなど、情報管理体制の整備強化に努めております。しかし、運用に不備が発生するリスクや、外部からの不正アクセスやハッキングによる情報の漏洩に関するリスクは完全には排除できないことから、個人情報流出するような事態が発生した場合、賠償等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に関するリスクについて

当社グループは、ソフトウェア技術やコンテンツノウハウをベースとしたサービス、ソリューションの開発・提供を行っておりますが、仮に新製品の開発に成功し、特許申請を行ったとしても、それが知的財産権として保護される保証はありません。また、当社グループの独自の技術ノウハウが知的財産権による完全な保護が不可能、または限定的にしか保護されない可能性があります。そのため、他社が当社グループの知的財産権を使用した場合も効果的に防止できない可能性があります。さらに、当社グループは他社の知的財産権侵害を排除すべく法務部門を設置し、顧問弁護士との連携等、対策を講じておりますが、当社グループの今後使用する技術は、将来的に他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性があります。これらの事象が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが使用許諾の権利を受けている著作権やソフトウェアの権利保有元とは良好な信頼関係を維持していますが、契約期間は短いもので1年であり、契約期間終了後に契約が更新されない可能性があります。

また、権利保有元自身が同様の事業展開を行なう可能性も否定できません。このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社グループが遂行している事業は、インターネット網を介したコンピューターネットワークに依存しているため、システム障害等に対しても24時間監視体制を実施しております。また、電源やネットワークの二重化など、ディザスター・リカバリーの対策を講じておりますが、自然災害や事故などの不測の事態により、電力供給量等の低下など、社会インフラの使用制限等が想定以上に実施された場合、当社グループのコンピューターシステムの機能低下や故障等を招くことで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

納品までの期間が長い取引による影響について

当社グループの売上高には、受注から納品までのサイクルが長いものも含まれます。その中には比較的金額の大きな取引も含まれますので、開発の過程において、仕様変更その他の事情により納入のタイミングが変更になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権による希薄化効果について

当社は平成17年5月30日の定時株主総会において、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権の割当に関し決議しております。また、平成19年2月14日、平成19年10月2日の臨時株主総会、平成21年5月27日、平成23年5月26日、平成24年5月29日および平成26年5月28日の定時株主総会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、新株予約権の割当に関し決議しております。現在付与されている新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株式の価格形成に影響を与える可能性があります。

主要株主に関するリスクについて

株式会社NTTドコモは、当社の第2位株主（平成27年2月末時点発行済株式総数に対する所有割合11.96%）であります。同社に対し、今後も安定株主としての役割並びに将来の関係強化を期待しておりますが、今後、同社との良好な関係が維持できなければ当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

不採算プロジェクト発生のリスクについて

当社グループの成長に伴い、長期にわたるプロジェクトや大量の工数を要する大型プロジェクトの受注が増える傾向にあります。これらの大型プロジェクトについては、より高度なプロジェクト管理が要求されるため、当社グループにおいても、プロジェクトマネジメント力の強化に取り組んでおりますが、さまざまな影響から計画通りに進まない場合、プロジェクトが不採算化し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

海外事業におけるリスクについて

海外事業の展開に際して、相手国の取引に関する法令・規制、経済・為替の変動、政治・軍事問題、宗教・民族問題等に関するリスクが存在し、これらに関する問題が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 経営上の重要な契約

契約の相手方 (契約日)	契約の名称	契約内容	契約期間
シャープ株式会社 (平成16年9月8日)	取引基本契約書	シャープ株式会社と当社との間でなされる物品の製作・供給に関する基本契約	平成16年9月8日から平成17年9月7日まで (期間満了の2ヶ月前までに書面による意思表示が無ければ1年ごと自動更新)
株式会社セルシス (平成19年8月1日)	コンテンツ配信サービスに関する契約書	コンテンツ配信サーバーシステム「Comic DC」を利用したコンテンツ配信サービスを共同で行うための契約	平成19年8月1日以降、両当事者が解約に合意又は解除事由にかからない限り有効
パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社 (平成19年10月16日)	業務委託基本契約書	パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社が当社に委託するソフトウェア、ハードウェア、データベースの開発に係る業務に関する基本契約書	平成19年10月15日から平成20年10月14日まで (期間満了の3ヶ月前までに書面による申出が無ければ1年ごと自動更新)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (平成20年2月28日)	ソフトウェア利用許諾契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ向け携帯電話端末に搭載される動画メールエンジンソフトウェアの使用許諾契約	平成20年2月28日から平成21年2月27日まで (期間満了の1ヶ月前までに書面による申出が無ければ1年ごと自動更新)
ソフトバンクモバイル株式会社 (平成20年7月1日)	電子コミックビューワ使用許諾に関する契約書	電子ブックビューワ「BookSurfing®」の使用許諾及びサポート業務委託契約	平成20年7月1日から平成21年3月31日まで (以降、協議の上更新)
KDDI株式会社 (平成20年11月13日)	「au Smart Sports Karada Manager」提供に関する協業契約書	健康管理サービス「au Smart Sports Karada Manager」についての協業を定めた契約	平成20年10月1日から平成24年3月31日まで (期間満了の90日前までに書面による意思表示が無ければ1年ごと自動更新)
KDDI株式会社 (平成21年1月23日)	デコレーションアニメ合成エンジンExtension利用許諾契約書	KDDI株式会社向け携帯電話端末に搭載される動画メールエンジンソフトウェアの使用許諾契約	平成21年1月23日から平成22年1月22日まで (期間満了の3ヶ月前までに書面による意思表示が無ければ1年ごと自動更新)
日本電気株式会社 (平成22年10月12日)	資材基本契約書	日本電気株式会社との間でなされる注文品の売買及び制作の委託並びに請負に関する基本契約	平成22年10月12日から平成23年3月31日まで (期間満了の3ヶ月前までに請求が無ければ1年ごと自動更新)
NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社 (平成22年10月12日)	資材基本契約書	NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社との間でなされる注文品の売買及び制作の委託並びに請負に関する基本契約	平成22年10月12日から平成23年3月31日まで (期間満了の3ヶ月前までに請求が無ければ1年ごと自動更新)
富士通株式会社 (平成22年10月20日)	ソフトウェア関連業務請負基本契約書	富士通株式会社とのソフトウェア開発業務の委託に関する基本契約	平成22年10月20日以降、両当事者が解約に合意又は解除事由にかからない限り有効
株式会社セルシス (平成23年10月7日)	Android共同事業契約書	Androidプラットフォームにおける「BookSurfing®」フォーマットでの電子ブックビューワの開発、共同事業、使用許諾に関する契約	平成22年7月16日以降、両当事者が解約に合意又は解除事由にかかる場合を除き、顧客に対する同ビューワの使用許諾が継続する限りにおいて有効
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (平成23年11月9日)	ソフトウェア利用許諾契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ向けスマートフォン端末に搭載される動画メールエンジンソフトウェアの使用許諾契約	平成23年11月9日から平成24年11月8日まで (期間満了の1ヶ月前までに書面による申出が無ければ1年ごと自動更新)

契約の相手方 (契約日)	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ (平成24年7月27日)	ソフトウェアライセンス 契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ向けスマートフォン端末に 搭載されるHTMLメールエンジン ソフトウェアの使用許諾契約	平成24年7月27日から 平成25年7月26日まで (期間満了の1ヶ月前まで に書面による申出が無けれ ば1年ごと自動更新)
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ (平成24年11月16日)	物品購入基本契約書 (端末機器類)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモの資材部へ当社が端末機器 類を納品する取引に関する基本 契約	平成24年11月16日から 平成25年3月31日まで (期間満了の1ヶ月前まで に書面による申出が無けれ ば1年ごと自動更新)
Adobe Systems Incorporated (平成25年3月1日)	AMENDED AND RESTAED LICENSE AND SUPPORT AGREEMENT FOR SCALING PARTNERS	端末メーカー向けにAdobe®AIR® (Adobe Integrated Runtime) やAdobe Flash®の使用許諾及び エンジニアリングサービスを提 供するためのパートナー契約	平成25年3月1日から 平成27年11月30日まで (以後、協議の上更新)

6【研究開発活動】

新規サービス提供のための開発費等で12,870千円の研究開発費を計上しております。なお、情報サービス事業の単一セグメントであることから、研究開発費の総額のみ記載しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りや評価が含まれております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産の部

当連結会計年度末における流動資産の残高は2,979,108千円となり、前連結会計年度末に比べ407,317千円減少しておりますが、これは主に、受取手形及び売掛金が115,558千円増加したものの、現金及び預金が302,665千円、繰延税金資産が188,949千円減少したことによるものであります。

固定資産の残高は1,123,676千円となり、前連結会計年度末に比べ78,958千円減少しておりますが、これは主に、投資有価証券が146,265千円、関係会社出資金が71,417千円増加したものの、繰延税金資産が178,584千円、無形固定資産が142,042千円減少したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における総資産は4,102,784千円となりました。

負債の部

当連結会計年度末における負債合計は1,418,832千円となり、前連結会計年度末に比べ416,059千円増加しておりますが、これは主に、未払法人税等が110,041千円減少したものの、1年内返済長期借入金が150,000千円、長期借入金が450,000千円増加したことによるものです。

純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は2,683,952千円となり、前連結会計年度末に比べ902,334千円減少しておりますが、これは主に、利益剰余金が減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

大きく変動する事業環境の中、当社は通信キャリアの端末開発需要の落ち込みを受け、ソリューション事業が大きく低迷するとともに、前述のスマートフォンの出荷減の影響もあり、キャリア端末向けソフトウェアライセンス事業が大きく減少しました。また、これに加えて、昨年度に大きく売上に寄与したNTTドコモ向けスティック型デバイスの出荷が今期においてはなかったことも相俟って、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,333,583千円（前期比26.7%減）、営業損失413,961千円（前期は160,211千円の営業利益）、経常損失376,740千円（前期は175,921千円の経常利益）となりました。これに加え、特別損失の計上及び繰延税金資産の取崩しにより当期純損失は982,144千円（前期は63,040千円の純利益）となり、大幅な減収減益となりました。

なお、事業全体の包括的な分析及び事業別の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照下さい。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ302,665千円減少し、1,769,884千円となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなったこと、及び、投資活動により使用した資金が、財務活動によって得られた資金を上回ったことによるものであります。

なお、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローの状況とこれらの主な要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、顧客ニーズに対応したソリューションの提供を行う「ソリューション事業」と、ソフトウェア・システム・コンテンツ等をライセンス、ASPサービス、コンシューマー・サービスなどのさまざまな形で展開する「プロダクト&サービス事業」の、二つのビジネスを推進しております。

「ソリューション事業」では、携帯キャリア、端末メーカー、有力サービス事業者等に、画像クラウドサービスなどの情報通信サービスや音楽・映像・電子書籍等の配信プラットフォームの開発、運営を支援する「スマートプラットフォーム事業」と、製薬会社、クリニック、健康食品メーカーなど、メディカル・ヘルスケア分野の顧客を中心とした一般法人対象の「コーポレートソリューション事業」を当社グループの基盤事業として、さらなる拡大を目指しております。

「プロダクト&サービス事業」では、アニメーションメールエンジン、UI・UXエンジン、P2Pコミュニ

ケーションアプリ、ロック画面制御アプリ、スマートスティックなどの端末・アプリ関連ソフトウェア技術を核とした「デバイス系」と、電子ブックサービス、キャラクターサービス、ヘルスケアサービスなど、サーバー関連技術を核とした「クラウド系」の二つの分野でのプロダクトやサービスを、ライセンス・法人向けASP販売・コンシューマー向け販売・広告などのさまざまなビジネスモデルで提供してまいります。

当社グループは、これら二つの事業を基幹に、両事業のシナジー展開を経営戦略として、「プロダクト&サービス事業」でのアセットを活用した他社とは明確に差別化された「ソリューション事業」の安定的な展開と、「ソリューション事業」で培われたノウハウや販売ルートを活かした「プロダクト&サービス事業」への取り組み拡大を積極的に進めてまいります。

さらに、各事業におけるスマートフォンプラットフォームへの経営資源の集中投下を完遂するとともに、当社のデバイスおよびクラウド関連技術力にいっそう磨きをかけ、情報通信サービスマーケットにおける技術提供事業に加え、音楽・映像・出版等のメディア分野やメディカル・ヘルスケア分野などのリアル産業マーケットでの事業基盤を持つことを強みに、スマート革命時代に相応しい新しい事業の創出、展開を速やかに行ってまいります。

(注) 1. 「UI」はユーザーインターフェイスの略称であります。

(注) 2. 「UX」はユーザーエクスペリエンスの略称であります。

(注) 3. 「P2P(ピアツーピア)」とは、ネットワーク上で対等な関係にある端末間を相互に直接接続し、データを送受信する通信方式、また、そのような方針を用いて通信するソフトウェアやシステムの総称であります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、「情報通信技術とコンテンツの融合による新しい価値の創出」を経営目標として、クラウドおよびデバイスソフトウェア技術と、コンテンツサービスへの昇華力、独自のビジネスデザイン力・プロデュース力を源泉として、独自性の高いソリューション及びプロダクト&サービスの提供を指向しております。スマートフォンをコアデバイスとしながら、さまざまなスマートデバイスがシームレスにつながり、魅力的なコンテンツや便利なサービスが時と場所を選ばず利用できる「スマート革命」時代を牽引し、より便利で、楽しく、健やかで、豊かな生活の実現に寄与してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は530,334千円であり、事業用ソフトウェアをはじめとする無形固定資産への投資486,371千円、業務拡大に伴う事務所拡大等によって取得した有形固定資産への投資43,962千円であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					合計 (千円)	従業員数 (人)
		建物 (千円)	器具備品 (千円)	ソフトウェ ア (千円)	ソフトウェ ア 仮勘定 (千円)	その他 (千円)		
本社 (東京都千代田区)	本社機能及び開発 設備等	89,001	58,858	253,808	171,080	12,615	585,364	236(12)

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人員数を外書しております。

3. 本社建物はすべて賃借中のものであり、設備の内容は下記のとおりであります。帳簿価額は建物附属設備について記載しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	212,377

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 本社建物並びに設備(建物附属設備)の一部を、当社より子会社へ賃貸しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成27年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成27年5月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,526,300	8,540,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	8,526,300	8,540,700	-	-

- (注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
 2. 新株予約権の行使により提出日現在の発行済株式が14,400株増加しております。
 3. 「提出日現在発行数」欄には、平成27年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年5月30日開催の定時株主総会決議及び平成17年6月20日開催の取締役会決議

(第2回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	27(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,200(注)1 2 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84(注)3 5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月13日から 平成27年5月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84 資本組入額 42 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整し、調整の結果0.01株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

上記のほか、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権による権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合、当社が他社と合併する場合、その他これらの場合に準じて新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整する場合にも、必要かつ合理的な範囲で新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{処分自己株式数}} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役・監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合、その他正当な理由のある場合として当社が認めた場合はこの限りではない。また、対象者の相続人による行使は認めない。
- (2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。

5. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株に、平成25年7月29日開催の取締役会決議により平成25年9月1日付で1株を100株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年2月14日開催の臨時株主総会決議及び平成19年2月14日開催の取締役会決議

(第7回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	26	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600(注)1 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2 5	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月1日から 平成29年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334 資本組入額 167 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、第7回新株予約権割当契約により定めるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額に準じて決定する。

- (7) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

- (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得

下記、に記載の当社による新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株に、平成25年7月29日開催の取締役会決議により平成25年9月1日付で1株を100株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年2月14日開催の臨時株主総会決議及び平成19年8月9日開催の取締役会決議
 (第9回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	12(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,200(注)1 2 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)3 6	同左
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から 平成29年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334 資本組入額 167 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
 - (2) その他の新株予約権の行使条件は、第9回新株予約権割当契約により定めるものとする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得
下記、に記載の当社による新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株に、平成25年7月29日開催の取締役会決議により平成25年9月1日付で1株を100株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年10月2日開催の臨時株主総会決議及び平成19年10月12日開催の取締役会決議
(第10回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	6(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注)1 2 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)3 6	同左
新株予約権の行使期間	平成21年11月1日から 平成29年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334 資本組入額 167 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、第10回新株予約権割当契約により定めるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

(9) 再編成対象会社による新株予約権の取得

下記、に記載の当社による新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株に、平成25年7月29日開催の取締役会決議により平成25年9月1日付で1株を100株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年4月23日開催の取締役会決議

平成23年6月1日付けで当社と合併したカタリスト・モバイル株式会社が、新株予約権を発行していたことに伴い、当事業年度末において存在することとなった新株予約権は、次のとおりであります。なお、上記の決議年月日は当該合併に関する合併契約が当社取締役会の決議により承認された日を記載しております。

(第14回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,800(注)1 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	411(注)2 6	同左
新株予約権の行使期間	平成24年12月1日から 平成32年11月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 411 資本組入額 206 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
新株予約権の取得事由及び条件	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は8株とする。なお、当社が当社の普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

- 3.(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者である

ことを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
4. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を助案の上、(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を助案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
上記表中の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編対象会社による新株予約権の取得
(注)4. に準じて決定する。
6. 平成25年7月29日開催の取締役会決議により平成25年9月1日付で1株を100株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年4月23日開催の取締役会決議

平成23年6月1日付けで当社と合併したカタリスト・モバイル株式会社が、新株予約権を発行していたことに伴い、当事業年度末において存在することとなった新株予約権は、次のとおりであります。なお、上記の決議年月日は当該合併に関する合併契約が当社取締役会の決議により承認された日を記載しております。

(第15回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	93	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,400(注)1 6	60,000(注)1 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	548(注)2 6	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月1日から 平成34年2月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 548 資本組入額 274 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
新株予約権の取得事由及び条件	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は8株とする。なお、当社が当社の普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者である

ことを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
4. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
上記表中の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編対象会社による新株予約権の取得
(注)4.に準じて決定する。
6. 平成25年7月29日開催の取締役会決議により平成25年9月1日付で1株を100株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成23年5月26日開催の定時株主総会及び平成24年5月17日開催の取締役会決議
(第16回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注)1 4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	697(注)2 4	同左
新株予約権の行使期間	平成27年5月18日から 平成28年5月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 902 資本組入額 451 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役または執行役員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

4. 平成25年7月29日開催の取締役会決議により平成25年9月1日付で1株を100株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年5月29日開催の定時株主総会決議及び平成24年8月22日開催の取締役会決議
(第17回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	495	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,500(注)1 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年9月7日から 平成32年9月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 431 資本組入額 216 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
新株予約権の取得事由及び条件	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

さらに、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)記載の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

平成24年9月7日から平成27年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

平成27年9月7日から、平成28年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

平成28年9月7日から、平成29年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

平成29年9月7日から、平成32年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または執行役員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。ただし、任期満了に

よる退任、その他正当な理由（死亡した場合を除く。）に基づき当社または当社関係会社の取締役または執行役員の地位を喪失した場合であると取締役会が認めた場合であって、地位を喪失した日から30日以内に当該終了時点で行使可能となっている新株予約権を行使するときはこの限りではない。

- (3) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「ネオス株式会社第17回新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 4 . (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - 5 . 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を必要とする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記（注）4に準じて決定する。
- 6 . 平成25年7月29日開催の取締役会決議により平成25年9月1日付で1株を100株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成26年12月1日から 平成27年2月28日まで)	第11期 (平成26年3月1日から 平成27年2月28日まで)
当該期間に権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券 等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式 数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使 価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達 額(千円)	-	-
当該期間の末日における権利行使さ れた当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

(注)平成26年10月29日に行使価額修正条項付第18回新株予約権830,000株を取得し、同日その全てを消却しました。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年3月1日～ 平成23年2月28日 (注)1	53,120	76,374	36,075	937,335	36,075	927,335
平成23年3月1日～ 平成24年2月29日 (注)2	1,248	77,622	11,713	949,048	11,713	939,048
平成24年3月1日～ 平成25年2月28日 (注)2	66	77,688	1,100	950,148	1,100	940,148
平成25年3月1日～ 平成26年2月28日 (注)3	8,220,612	8,298,300	283,598	1,233,747	283,598	1,223,747
平成26年3月1日～ 平成27年2月28日 (注)2	228,000	8,526,300	60,126	1,293,874	60,126	1,283,874

- (注) 1. 新株予約権の権利行使、及び、株式分割(1:3)による増加であります。
 2. 新株予約権の権利行使による増加であります。
 3. 新株予約権の権利行使、及び、株式分割(1:100)による増加であります。
 なお、当社は平成25年9月1日付で単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。
 4. 平成27年3月1日から平成27年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が14,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,945千円増加しております。
 5. 平成27年5月27日開催の定時株主総会において、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を500,000千円減少し、その他資本剰余金へ振替えることを決議しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年 2月28日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	18	26	36	30	12	6,330	6,452	-
所有株式数 (単元)	-	4,192	1,751	18,256	1,819	44	59,183	85,245	1,800
所有株式数の割合 (%)	-	4.92	2.05	21.42	2.13	0.05	69.43	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

平成27年 2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
池田 昌史	東京都港区	1,877,800	22.02
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町 2丁目11 - 1	1,020,000	11.96
シャープ株式会社	大阪府大阪市阿倍野区長池町22 - 22	360,000	4.22
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿 2丁目3 - 2	210,000	2.46
マケナフィールド株式会社	東京都港区六本木 5丁目17 - 16	160,000	1.87
榎尾 茂樹	東京都渋谷区	138,000	1.61
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目 2番10号	66,200	0.77
内井 大輔	東京都品川区	62,000	0.72
斉藤 千津子	大阪府大阪市淀川区	59,500	0.69
小座間 隆	東京都江東区	55,600	0.65
計	-	4,009,100	47.02

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成27年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,524,500	85,245	-
単元未満株式	1,800	-	-
発行済株式総数	8,526,300	-	-
総株主の議決権	-	85,245	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

(平成17年5月30日定時株主総会決議、及び平成17年6月20日取締役会決議)

(第2回新株予約権)

旧商法に基づき、当社取締役及び当社従業員に対し新株予約権を付与することを、平成17年5月30日定時株主総会、及び平成17年6月20日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年5月30日(定時株主総会決議) 平成17年6月20日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名及び当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成19年2月14日臨時株主総会決議、及び平成19年2月14日取締役会決議)

(第7回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社従業員に対し新株予約権を付与することを、平成19年2月14日臨時株主総会、及び平成19年2月14日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年2月14日(臨時株主総会決議) 平成19年2月14日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成19年2月14日臨時株主総会決議、及び平成19年8月9日取締役会決議)
 (第9回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社従業員に対し新株予約権を付与することを、平成19年2月14日臨時株主総会、及び平成19年8月9日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年2月14日(臨時株主総会決議) 平成19年8月9日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成19年10月2日臨時株主総会決議、及び平成19年10月12日取締役会決議)
 (第10回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社取締役及び当社従業員に対し新株予約権を付与することを、平成19年10月2日臨時株主総会、及び平成19年10月12日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年10月2日(臨時株主総会決議) 平成19年10月12日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名及び当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成24年4月23日取締役会決議)
 (第14回新株予約権)

カタリスト・モバイル株式会社との合併が平成24年4月23日取締役会において決議されたことに伴うものであります。

決議年月日	平成24年4月23日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成24年4月23日取締役会決議)
 (第15回新株予約権)

カタリスト・モバイル株式会社との合併が平成24年4月23日取締役会において決議されたことに伴うものであります。

決議年月日	平成24年4月23日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成23年5月26日定時株主総会決議、及び平成24年5月17日取締役会決議)
 (第16回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社取締役及び当社執行役員に対し、新株予約権を付与することにつき、平成23年5月26日定時株主総会、及び平成24年5月17日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年5月26日(定時株主総会決議) 平成24年5月17日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6名、当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成24年5月29日定時株主総会決議、及び平成24年8月22日取締役会決議)
 (第17回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社取締役及び当社執行役員に対し、新株予約権を付与することにつき、平成24年5月29日定時株主総会、及び平成24年8月22日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年5月29日(定時株主総会決議) 平成24年8月22日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6名、当社執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成26年5月28日定時株主総会決議、及び平成27年5月21日取締役会決議)

(第19回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社取締役及び当社従業員に対し、新株予約権を付与することにつき、平成26年5月28日定時株主総会、及び平成27年5月21日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年5月28日(定時株主総会決議) 平成27年5月21日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	90,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	699円(注)2
新株予約権の行使期間	平成30年5月22日から 平成31年5月28日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役または従業員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対して効果的に経済的価値を還元すること、その経済的価値を生み出す源泉となる企業の競争力を備えることが経営における重要事項と認識しております。

当社では、企業体質の強化と新たな事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としており、長期的に株主の皆様のご期待に沿うように努力してまいります。

今後も収益力の安定度、内部留保の充実度、事業投資への必要資金、企業を取り巻く環境を総合的に勘案したうえで、株主に対する収益の配当を検討する方針であります。内部留保資金につきましては、ソフトウェア・サービス開発、システムの増強・新規開発等に有効に投資してまいりたいと考えております。配当の回数については、期末にて1回もしくは中間配当を含めた2回を基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。なお、当社は会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年4月14日 取締役会決議	12,789	1.5

4【株価の推移】

(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
最高(円)	387,000 1 152,600	143,500 2 81,000	77,400	234,400 3 1,943	1,199
最低(円)	168,000 1 59,100	62,100 2 71,000	44,700	50,000 3 880	605

(注) 1. 第7期の事業年度別最高・最低株価のうち、1は株式分割(平成22年6月1日、1株 3株)による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

2. 最高・最低株価は、平成24年1月31日より東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。なお、第8期の事業年度別最高・最低株価のうち、2に記載の最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3. 当社は平成25年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。第10期の最高・最低株価のうち、無印は株式分割による権利落ち前の株価であり、3は株式分割による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	平成26年9月	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月
最高(円)	922	817	914	800	730	750
最低(円)	807	692	719	661	605	610

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長 (代表取締役)		高橋 豊志	昭和38年 11月18日生	<p>平成元年10月 ㈱バンダイ入社 平成12年9月 バンダイネットワークス㈱(現㈱バンダイナムコエンターテインメント)取締役 平成14年6月 同社常務取締役事業本部長 平成16年9月 当社取締役(現任) 平成17年6月 ㈱アクロディア社外取締役 平成17年10月 バンダイネットワークス㈱(現㈱バンダイナムコエンターテインメント)上級執行担当 平成18年2月 カタリスト・モバイル㈱代表取締役社長 平成24年3月 ㈱イーフロー社外取締役(現任) 平成24年5月 当社代表取締役会長(現任) 平成25年3月 ネマステックジャパン㈱代表取締役社長</p> <p>[重要な兼職の状況] ㈱イーフロー社外取締役</p>	(注1)	-
取締役社長 (代表取締役)		池田 昌史	昭和35年 2月21日生	<p>昭和57年4月 新日本電気㈱(平成14年2月に清算)入社 平成7年10月 NECインターチャネル㈱(現㈱インターチャネル)出向 平成16年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成21年7月 メディアキューブ㈱(平成24年11月に清算)代表取締役社長 平成26年6月 NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President</p>	(注1)	1,877,800
常務取締役	執行役員経営管理部長 兼プロダクト・サービス事業部長	中野 隆司	昭和37年 4月21日生	<p>昭和62年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行)入行 平成17年8月 当社経営管理部ゼネラルマネージャ 平成20年6月 当社常務執行役員企画部長</p> <p>平成21年5月 当社取締役 平成21年5月 当社執行役員企画部長 平成24年9月 スタジオプラスコ㈱代表取締役社長(現任) 平成26年3月 当社執行役員経営管理部長(現任) 平成26年5月 当社常務取締役(現任) 平成27年2月 ㈱ジェネシスホールディングス社外取締役(現任) 平成27年3月 当社プロダクト・サービス事業部長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] スタジオプラスコ㈱代表取締役社長、㈱ジェネシスホールディングス社外取締役</p>	(注1)	27,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	執行役員開発本部長兼 ビジネスイノベーション部長	渡辺 求	昭和44年 11月30日生	平成14年7月 バンダイネットワークス(株)(現株)バンダイナムコエンターテインメント)入社 平成19年2月 カタリスト・モバイル(株)入社 平成22年3月 同社ソリューション事業部長 平成23年3月 同社ソリューション事業本部長 平成24年6月 当社執行役員ビジネスイノベーション事業部長 平成25年5月 当社取締役 平成26年5月 当社常務取締役(現任) 平成26年9月 当社執行役員開発本部長兼ビジネスイノベーション部長(現任) 平成26年12月 合同会社インミミック職務執行者(現任) [重要な兼職の状況] 合同会社インミミック職務執行者	(注1)	2,000
取締役	執行役員ソリューション事業本部長	内井 大輔	昭和45年 12月25日生	平成5年4月 日本電気(株)入社 平成7年10月 NECインターチャネル(株)(現株)インターチャネル)出向 平成16年9月 当社ビジネスソリューショングループゼネラルマネージャ 平成20年5月 当社取締役(現任) 平成20年6月 当社執行役員コーポレートソリューション事業部長 平成22年3月 当社執行役員サービス&ソリューション事業部長 平成24年3月 当社執行役員サービスソリューション事業部長 平成26年9月 当社執行役員ソリューション事業本部長(現任)	(注1)	62,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤 監査役	-	加藤 慶男	昭和20年 1月26日生	昭和38年3月 大井証券(株)(現みずほ証券(株))入社 平成2年11月 同社立川支店長 平成5年5月 同社第2営業本部長 平成7年4月 同社宇都宮支店長 平成9年6月 同社人事部長 平成11年5月 和光コンピュータシステム(株)(現日本証券テクノロジー(株))出向 企画部長兼総務部長 平成12年3月 同社取締役就任 平成13年7月 日本証券テクノロジー(株)監査役 平成16年5月 同社顧問 平成18年5月 (株)ロゼッタ非常勤監査役 平成18年9月 当社常勤監査役(現任)	(注2) (注3)	-
監査役	-	井上 幸典	昭和16年 1月8日生	昭和44年4月 山九(株)入社 昭和62年4月 (株)バンダイ入社管理本部経理部長 平成12年9月 バンダイネットワークス(株)(現(株)バンダイナムコエンターテインメント)常務取締役管理本部長 平成16年7月 カタリスト・モバイル(株)監査役 平成23年5月 当社監査役(現任)	(注2) (注3)	1,000
監査役	-	藤間 義雄	昭和23年 1月8日生	昭和49年11月 監査法人中央会計事務所入所 平成2年9月 中央新光監査法人社員 平成8年8月 中央監査法人代表社員 平成23年6月 (株)JIEC監査役(現任) 平成24年5月 当社監査役(現任)	(注2) (注4)	-
計						1,970,300

- (注) 1. 平成27年5月27日開催の定時株主総会から、1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役加藤慶男、井上幸典及び藤間義雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成27年5月27日開催の定時株主総会から、4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成24年5月29日開催の定時株主総会から、4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

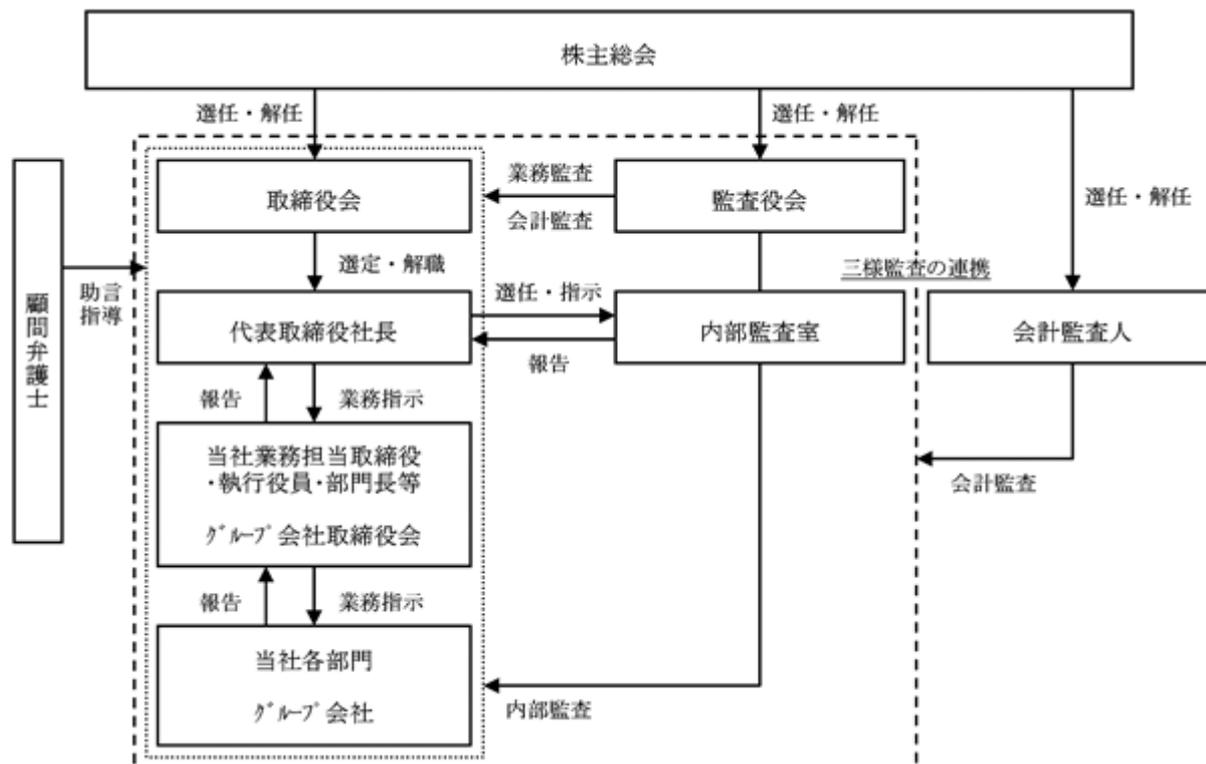
当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えといたしまして、「社会的企業としての自己を律する仕組み」であると認識しております。当社は、充実した組織体制を整備し、著しく変化する環境の変化に常に適応できる施策を実施することで、株主や従業員、取引先等のすべてのステークホルダーに対し、経営の適切性、健全性、透明性を最大限に発揮していく方針としております。

(1) 会社の機関の内容および内部統制等の整備の状況

企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社グループの経営の適正を確保するためのコーポレート・ガバナンスの概要図は以下のとおりとなっております。



取締役会

当社の取締役会を構成する取締役の員数は5名であり、その任期としまして、毎事業年度の経営の適切性を確認する機会を設けるため選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでと定款に定めております。取締役会は経営の重要な意思決定機関として毎月1回の定期開催の他、迅速な経営判断のために必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。議事の進行は、特段の理由が無い限り取締役および監査役的全員の参加をもって実施しております。

また、業務執行における意思決定の迅速化を図ると共に、経営環境の変化に的確かつ敏速な対応を行う体制を構築するため、平成20年6月1日より執行役員制度を導入しております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、複数の社外役員を任用するとともに、取締役による相互監視及び監査役による監査により、経営の監視・監督機能の確保が行えるものと考え、取締役・監査役制度を採用しております。

ハ. その他企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム基本方針」を決議し、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によって社内各人の組織的位置付けやなすべき業務、職務上執行できる権限を明確にするとともに、受発注や稟議等の手続きを明確に定めることで適切な権限委譲と組織内の牽制効果を発揮し、健全な経営体制を図っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程を設け、業務分掌規程、職務権限規程に従って各部署の分掌範囲を各所属長が責任をもって実行する体制を整えております。これに加え、当社は、当社及びグループ会社全体のリスクを総合的に管理し、対応方針を協議、決定する機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会の構成メンバーは、当社及びグループ会社の役員を含んでおり、原則として年2回の定時開催及び必要に応じて随時開催し、認識されたリスクについて、事実の調査、リスクの評価、対応策と再発防止策の決定、調査報告書の作成等を行うとともに、重要な事項は取締役会及び監査役会に報告することとしております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査の運用は、内部監査室長を内部監査責任者として実施しております。また、内部監査室に対する内部監査は内部監査室以外の社員が実施しており、相互に牽制する体制を採っております。内部監査は代表取締役社長の定める内部監査方針に基づいて、内部監査責任者が年間の内部監査計画を策定し、これに基づき「の八・その他企業統治に関する事項 内部統制システムの整備の状況」において述べました内部統制システムの運用状況、その他業務の適切性を監査し、代表取締役社長に結果と改善事項を報告すること、また、改善の成果をレビューすることで、内部統制システムの有効性を確保しております。

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されております。監査役3名は定期的に監査役会を開催し、監査役相互が連携することで効果的な監査を実施しております。監査役は取締役会への出席と意見陳述権によって、取締役の重要な業務執行に対する適法性、妥当性を確保するほか、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。なお、監査役3名ともに会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

また、内部監査責任者および監査役ならびに において後述する監査法人は、各々が独立の立場で各監査を実施する一方で、原則として3ヶ月に1回の報告・協議の場を設けることにより連携を図っており、三様監査として効率的に機能しております。

会計監査の状況

当社は、第11期に関し、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査を受けております。

第11期において、業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりであります。なお、監査年数が7年以内であるため、継続監査年数の記載は省略しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員	業務執行社員	原	勝彦
指定有限責任社員	業務執行社員	由良	知久

・会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士10名 その他7名

社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外監査役は3名であります。社外監査役である井上幸典は、当社の株式1,000株を有しております。これ以外に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係は有しておりません。また、社外監査役加藤慶男及び藤間義雄との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はございません。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおける外部から客観的、中立的立場から経営監視機能の強化を目的に社外監査役を選任しております。なお、当社は、社外監査役のうち、1名を一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として選任しております。また、社外監査役3名は、随時、内部監査室長、内部統制部門と情報交換を行って助言を与えるなどしており、会計監査人からは監査計画及び監査結果について説明を受け、意見交換を行うなどの相互連携をしております。企業経営に関する専門的知識や経験、財務及び会計に関して相当程度知見を有する者もあり、独立した立場から取締役の職務執行を監視するとともに、助言や情報提供を行っております。

当社は社外取締役を選任しておりませんが、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えておりますので現状の体制としております。

役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	役員等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	117,666	111,420	6,246	-	-	9
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	10,260	10,260	-	-	-	3

ロ 使用人兼務役員としての使用人給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
60,290	7	使用人としての職務に対する給与であります。

ハ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

平成19年2月14日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額100,000千円以内、監査役の報酬限度額を月額10,000千円以内と決議いただいております。

また、平成24年5月29日開催の第8回定時株主総会において、取締役の報酬限度額につき、別枠で、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額40,000千円以内と決議いただいております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。また、当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

剰余金の配当の決定機関

当社は、機動的な資本政策を行えるよう会社法第459条第1項に定める剰余金の配当を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 5 銘柄

貸借対照表計上額 30,224千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)クラウド	3,562	36,326	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。
アーツパーク ホールディングス (株)	19,500	7,390	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。
第一生命保険(株)	100	148	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)クラウド	810	8,261	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。
アーツパーク ホールディングス (株)	19,500	21,781	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。
第一生命保険(株)	100	180	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,000	-	19,300	-
連結子会社	-	-	-	-
計	19,000	-	19,300	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

規模・特性・監査日数等を勘案し、監査法人と協議した上定めております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種団体の開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,072,549	1,769,884
受取手形及び売掛金	924,585	1,040,143
仕掛品	2 85,473	2 29,221
繰延税金資産	188,949	-
その他	124,802	151,177
貸倒引当金	9,934	11,318
流動資産合計	3,386,425	2,979,108
固定資産		
有形固定資産		
建物	83,457	92,800
器具備品	54,734	59,157
建設仮勘定	6,009	1,199
有形固定資産合計	1 144,200	1 153,157
無形固定資産		
ソフトウェア	312,309	251,231
ソフトウェア仮勘定	213,196	171,080
のれん	88,450	41,847
その他	3,661	11,416
無形固定資産合計	617,617	475,575
投資その他の資産		
投資有価証券	43,978	190,243
関係会社出資金	-	71,417
繰延税金資産	179,645	1,061
差入保証金	187,582	211,184
その他	60,421	49,943
貸倒引当金	30,812	28,906
投資その他の資産合計	440,816	494,943
固定資産合計	1,202,634	1,123,676
資産合計	4,589,059	4,102,784

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	251,389	266,958
1年内返済予定の長期借入金	-	150,000
未払法人税等	113,002	2,961
繰延税金負債	-	2,611
賞与引当金	278,625	249,302
ポイント引当金	4,394	993
工事損失引当金	2 25,615	2 -
その他	291,477	233,231
流動負債合計	964,504	906,058
固定負債		
長期借入金	-	450,000
繰延税金負債	-	15,116
資産除去債務	38,268	44,594
その他	-	3,063
固定負債合計	38,268	512,774
負債合計	1,002,773	1,418,832
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,233,747	1,293,874
資本剰余金	1,223,747	1,283,874
利益剰余金	1,084,361	64,874
株主資本合計	3,541,856	2,642,622
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,442	12,798
為替換算調整勘定	-	4,798
その他の包括利益累計額合計	2,442	17,597
新株予約権	40,235	23,568
少数株主持分	1,750	164
純資産合計	3,586,286	2,683,952
負債純資産合計	4,589,059	4,102,784

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
売上高	7,277,394	5,333,583
売上原価	3 5,243,952	3 3,917,228
売上総利益	2,033,442	1,416,355
販売費及び一般管理費	1, 2 1,873,230	1, 2 1,830,317
営業利益又は営業損失()	160,211	413,961
営業外収益		
為替差益	12,629	16,234
補助金収入	-	7,889
保険解約返戻金	-	10,075
その他	9,488	5,054
営業外収益合計	22,117	39,253
営業外費用		
支払利息	-	320
投資有価証券売却損	-	544
持分法による投資損失	-	1,043
その他	6,407	123
営業外費用合計	6,407	2,032
経常利益又は経常損失()	175,921	376,740
特別利益		
新株予約権戻入益	-	14,201
特別利益合計	-	14,201
特別損失		
減損損失	-	4 231,860
特別損失合計	-	231,860
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	175,921	594,400
法人税、住民税及び事業税	119,840	8,138
法人税等調整額	2,809	381,192
法人税等合計	117,030	389,330
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	58,891	983,730
少数株主損失()	4,149	1,586
当期純利益又は当期純損失()	63,040	982,144

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	58,891	983,730
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,449	10,355
為替換算調整勘定	-	4,798
その他の包括利益合計	1 2,449	1 15,154
包括利益	61,340	968,576
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	65,489	966,990
少数株主に係る包括利益	4,149	1,586

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	950,148	940,148	1,056,280	2,946,577
当期変動額				
新株の発行	283,598	283,598		567,197
剰余金の配当			34,959	34,959
当期純利益			63,040	63,040
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	283,598	283,598	28,080	595,278
当期末残高	1,233,747	1,223,747	1,084,361	3,541,856

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6	6	39,702	2,769	2,989,043
当期変動額					
新株の発行					567,197
剰余金の配当					34,959
当期純利益					63,040
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,449	2,449	533	1,018	1,964
当期変動額合計	2,449	2,449	533	1,018	597,242
当期末残高	2,442	2,442	40,235	1,750	3,586,286

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,233,747	1,223,747	1,084,361	3,541,856
当期変動額				
新株の発行	60,126	60,126		120,252
剰余金の配当			37,342	37,342
当期純損失（ ）			982,144	982,144
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	60,126	60,126	1,019,487	899,234
当期末残高	1,293,874	1,283,874	64,874	2,642,622

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	2,442	-	2,442	40,235	1,750	3,586,286
当期変動額						
新株の発行						120,252
剰余金の配当						37,342
当期純損失（ ）						982,144
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,355	4,798	15,154	16,667	1,586	3,099
当期変動額合計	10,355	4,798	15,154	16,667	1,586	902,333
当期末残高	12,798	4,798	17,597	23,568	164	2,683,952

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	175,921	594,400
減価償却費	344,448	384,996
減損損失	-	231,860
のれん償却額	47,102	46,602
貸倒引当金の増減額(は減少)	37,234	521
賞与引当金の増減額(は減少)	81,796	29,323
ポイント引当金の増減額(は減少)	1,401	3,400
工事損失引当金の増減額(は減少)	25,615	25,615
投資有価証券売却損益(は益)	-	544
持分法による投資損益(は益)	-	1,043
売上債権の増減額(は増加)	70,667	115,558
たな卸資産の増減額(は増加)	18,011	55,620
仕入債務の増減額(は減少)	29,049	15,568
その他	107,234	11,484
小計	877,581	44,067
利息及び配当金の受取額	289	902
利息の支払額	-	226
法人税等の支払額	20,605	163,277
法人税等の還付額	85,644	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	942,910	206,215
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	20,942	46,445
無形固定資産の取得による支出	407,602	493,876
投資有価証券の取得による支出	113	160,000
投資有価証券の売却による収入	-	27,520
差入保証金の差入による支出	2,811	23,602
子会社株式の取得による支出	3,268	-
関係会社出資金の払込による支出	-	75,000
その他	681	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	434,057	771,404
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	600,000
株式の発行による収入	559,615	120,252
リース債務の返済による支出	-	1,531
配当金の支払額	35,117	36,945
少数株主からの払込みによる収入	5,900	-
新株予約権の買入消却による支出	-	11,620
財務活動によるキャッシュ・フロー	530,397	670,155
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	4,798
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,039,251	302,665
現金及び現金同等物の期首残高	1,033,298	2,072,549
現金及び現金同等物の期末残高	1,207,549	1,769,884

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

スタジオプラスコ株式会社

ネマステックジャパン株式会社

NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.

上記のうち、NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 合同会社インミミック

なお、合同会社インミミックについては、当連結会計年度において新たに出資したため、持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~18年

工具、器具及び備品 3年~15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間による定額法を採用しており、コンテンツ事業における配信用ソフトウェアについては、定額法に基づく償却額と見込み配信数量に基づく償却額のいずれか大きい額を計上しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ポイント引当金

コンテンツサービス売上にに関して、将来におけるポイント利用による費用負担に備えるため、将来利用可能であるポイントに対する所要額を計上しております。

工事損失引当金

当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ロ その他の契約

工事完成基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3～7年間の定額法によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、各資産科目に対する控除項目として独立掲記しておりました「減価償却累計額」は、連結貸借対照表の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より各資産科目の金額から直接控除して表示し、当該減価償却累計額を注記事項に記載する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「建物」「減価償却累計額」「工具、器具及び備品」「減価償却累計額」に表示していたそれぞれ111,931千円、28,474千円、308,051千円、253,317千円は、「建物」83,457千円、「器具備品」54,734千円として組替えております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「還付加算金（2,222千円）」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めております。

また、前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「新株予約権交付費（5,167千円）」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1.有形固定資産から直接控除した減価償却累計額

前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
281,792千円	276,533千円

2.損失が見込まれる受注制作のソフトウェア取引に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金を相殺表示しております。

前連結会計年度(平成26年2月28日)	当連結会計年度(平成27年2月28日)
-	1,867

(連結損益計算書関係)

1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
給料手当	417,562千円	332,672千円
営業支援費	223,531千円	374,303千円
賞与引当金繰入額	121,086千円	81,402千円

2.一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
	17,081千円	12,870千円

3.売上原価に含まれている工事損失引当金の繰入額

	前連結会計年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
	25,615千円	1,867千円

4.減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
遊休資産	ソフトウェア仮勘定	本社(東京都千代田区)	35,053千円
遊休資産	ソフトウェア	本社(東京都千代田区)	196,807千円

(経緯)

当連結会計年度において、当初予定していた収益を見込めないサービスについて、ソフトウェアを回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(231,860千円)として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社は基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成しておりますが、将来使用見込みがなく、廃棄される可能性が高いものについては、遊休資産としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定)

遊休資産については、将来の使用見込みがないため、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減額しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,455千円	14,423千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	2,455	14,423
税効果額	6	4,067
その他有価証券評価差額金	2,449	10,355
為替換算調整勘定：		
当期発生額	-	4,798
その他の包括利益合計	2,449	15,154

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年3月1日至平成26年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	77,688	8,220,612	-	8,298,300
合計	77,688	8,220,612	-	8,298,300

(注)普通株式の発行済株総数の増加は、次のとおりであります。

1株につき普通株式100株とする株式分割による増加 7,783,479株
新株予約権の権利行使による増加 437,133株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第7回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第9回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第10回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第11回新株予約権	-	-	-	-	-	4,774
	第12回新株予約権	-	-	-	-	-	9,427
	第14回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第15回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第16回新株予約権	-	-	-	-	-	3,758
	第17回新株予約権	-	-	-	-	-	10,655
第18回新株予約権	普通株式	-	1,200,000	370,000	830,000	11,620	
合計	-	-	1,200,000	370,000	830,000	40,235	

(注)1. 上記の新株予約権のうち、第18回新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、その他は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

2. 提出会社の第15回、16回、17回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年4月9日 取締役会	普通株式	34,959	450	平成25年2月28日	平成25年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年4月11日 取締役会	普通株式	37,342	利益剰余金	4.5	平成26年2月28日	平成26年5月29日

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	8,298,300	228,000	-	8,526,300
合計	8,298,300	228,000	-	8,526,300

（注）普通株式の発行済株総数の増加は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 228,000株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	第2回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第7回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第9回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第10回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第11回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第12回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第14回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第15回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第16回新株予約権	-	-	-	-	5,809	
	第17回新株予約権	-	-	-	-	17,758	
合計	普通株式	830,000	-	830,000	-	-	
合計	-	830,000	-	830,000	-	23,568	

（注）1. 上記の新株予約権のうち、第18回新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、その他は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

2. 提出会社の第16回、17回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年4月11日 取締役会	普通株式	37,342	4.5	平成26年2月28日	平成26年5月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年4月14日 取締役会	普通株式	12,789	利益剰余金	1.5	平成27年2月28日	平成27年5月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
現金及び預金勘定	2,072,549千円	1,769,884千円
現金及び現金同等物	2,072,549	1,769,884

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
1年内	2,911	5,994
1年超	1,792	5,086
合計	4,703	11,081

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については運転資金及び設備投資資金の調達を目的として必要に応じ銀行借り入れにより調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内規程に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に建物賃貸借契約に伴うものです。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金及び投資に係る資金であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち36.7%が(株)NTTドコモに対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成26年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,072,549	2,072,549	-
(2) 受取手形及び売掛金	924,585	924,585	-
(3) 投資有価証券	7,651	7,651	-
(4) 差入保証金	187,582	175,872	11,710
資産計	3,192,369	3,180,659	11,710
(1) 買掛金	(251,389)	(251,389)	-
負債計	(251,389)	(251,389)	-

負債に計上されているものについては、()で示しております。

当連結会計年度（平成27年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,769,884	1,769,884	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,040,143	1,040,143	-
(3) 投資有価証券	21,981	21,981	-
(4) 差入保証金	211,184	203,878	7,306
資産計	3,043,193	3,035,887	7,306
(1) 買掛金	(266,958)	(266,958)	-
(2) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	(600,000)	(588,734)	11,265
負債計	(866,958)	(855,692)	11,265

負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
非上場株式	36,326	8,261
関係会社出資金	-	71,417
転換社債型新株予約権付社債	-	160,000
合計	36,326	239,678

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,072,297	-	-	-
受取手形及び売掛金	924,585	-	-	-
差入保証金	17,000	-	-	170,582
合計	3,013,882	-	-	170,582

当連結会計年度(平成27年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,769,455	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,040,143	-	-	-
差入保証金	17,000	-	-	194,184
合計	2,826,598	-	-	194,184

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成26年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成27年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	150,000	150,000	150,000	150,000	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成26年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	7,651	5,206	2,445
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	7,651	5,206	2,445
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		7,651	5,206	2,445

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額36,326千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成27年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	21,962	5,093	16,869
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	21,962	5,093	16,869
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	19	113	94
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	19	113	94
合計		21,981	5,206	16,775

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額8,261千円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額160,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	27,520	-	544
(2) 債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	27,520	-	544

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
販売費及び一般管理費	9,153	9,153

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
新株予約権戻入益	-	14,201

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	同左
	平成17年ストック・オプション (第2回新株予約権)	平成18年ストック・オプション (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名及び従業員16名	当社従業員14名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 312,000株	普通株式 144,000株
付与日	平成17年7月12日	平成19年2月27日
権利確定条件	付与日(平成17年7月12日)以降、権利確定日(平成19年7月12日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成19年2月27日)以降、権利確定日(平成21年2月28日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2年間(自平成17年7月12日 至平成19年7月12日)	2年間(自平成19年2月27日 至平成21年2月28日)
権利行使期間	平成19年7月13日から、平成27年5月30日まで。	平成21年3月1日から、平成29年1月31日まで。

会社名	提出会社	同左
	平成19年ストック・オプション (第9回新株予約権)	平成19年ストック・オプション (第10回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社の従業員10名	取締役1名及び従業員16名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 30,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成19年8月21日	平成19年10月22日
権利確定条件	付与日(平成19年8月21日)以降、権利確定日(平成21年8月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成19年10月22日)以降、権利確定日(平成21年10月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2年間(自平成19年8月21日 至平成21年8月31日)	2年間(自平成19年10月22日 至平成21年10月30日)
権利行使期間	平成21年9月1日から、平成29年1月31日まで。	平成21年11月1日から、平成29年1月31日まで。

会社名	提出会社	同左
	平成24年ストック・オプション (第14回新株予約権)(注)2	平成24年ストック・オプション (第15回新株予約権)(注)2
付与対象者の区分及び数	当社取締役3名、当社の従業員17名	当社取締役3名、従業員32名
ストック・オプション数	普通株式 90,400株	普通株式 280,000株
付与日	平成22年11月30日	平成24年2月29日
権利確定条件	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。
対象勤務期間	平成24年4月23日から平成24年11月30日まで	平成24年4月23日から平成26年2月28日まで
権利行使期間	平成24年12月1日から平成32年11月28日まで	平成26年3月1日から平成34年2月27日まで

会社名	提出会社	同左
	平成24年ストック・オプション (第16回新株予約権)	平成24年ストック・オプション (第17回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社取締役6名、当社執行役員1名	当社取締役6名、当社執行役員3名
ストック・オプション数	普通株式 30,000株	普通株式 49,500株
付与日	平成24年5月21日	平成24年9月6日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社の子会社の、取締役ならびに執行役員、または取締役会で認定されたものであること。	(1)権利行使時において当社または当社の子会社の、取締役ならびに執行役員、または取締役会で認定されたものであること。 (2)(注)3
対象勤務期間	平成24年5月17日から平成27年5月17日まで	A.平成24年8月22日から平成27年9月6日まで B.平成24年8月22日から平成28年9月6日まで C.平成24年8月22日から平成29年9月6日まで
権利行使期間	平成27年5月18日から平成28年5月26日まで	平成27年9月7日から、平成32年9月6日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成20年2月1日付株式分割(1株につき2株の割合)、平成22年6月1日付株式分割(1株につき3株の割合)及び平成25年9月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第14回新株予約権及び第15回新株予約権は、平成24年6月1日付けで吸収合併を行い消滅したカタリスト・モバイル株式会社が発行していたストック・オプションとしての新株予約権の新株予約権者に対して、それに代わる新株予約権として、その所有する新株予約権1個につき、当社新株予約権8個の割当をもって交付されたものであります。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

平成27年9月7日から平成28年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

平成28年9月7日から平成29年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

平成29年9月7日から平成32年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
	平成17年 ストック・オプション (第2回新株予約権)	平成18年 ストック・オプション (第7回新株予約権)	平成19年 ストック・オプション (第9回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	16,200	27,600	12,000
権利確定			
権利行使		12,000	4,800
失効			
未行使残	16,200	15,600	7,200

会社名	提出会社	同左	同左
	平成19年 ストック・オプション (第10回新株予約権)	平成21年 ストック・オプション (第11回新株予約権)	平成22年 ストック・オプション (第12回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,600	13,800	15,300
権利確定			
権利行使			
失効		13,800	15,300
未行使残	3,600		

会社名	提出会社	同左	同左
	平成24年 ストック・オプション (第14回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第15回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第16回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末		280,000	30,000
付与			
失効			
権利確定		280,000	
未確定残			30,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	12,800		
権利確定		280,000	
権利行使	8,000	205,600	
失効		2,400	
未行使残	4,800	74,400	

会社名	提出会社
	平成24年 ストック・オプション (第17回新株予約権)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	49,500
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	49,500
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
	平成17年 ストック・オプション (第2回新株予約権)	平成18年 ストック・オプション (第7回新株予約権)	平成19年 ストック・オプション (第9回新株予約権)
権利行使価格 (円)	84	334	334
行使時平均株価 (円)		852	1,019
公正な評価単価(付与日) (円)			

会社名	提出会社	同左	同左
	平成19年 ストック・オプション (第10回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第14回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第15回新株予約権)
権利行使価格 (円)	334	411	548
行使時平均株価 (円)		935	892
公正な評価単価(付与日) (円)			

会社名	提出会社	同左
	平成24年 ストック・オプション (第16回新株予約権)	平成24年 ストック・オプション (第17回新株予約権)
権利行使価格 (円)	697	1
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価(付与日) (円)	205.03	430.52

- (注) 1. 平成17年ストック・オプション(第2回新株予約権)、平成18年ストック・オプション(第7回新株予約権)、平成19年ストック・オプション(第9回新株予約権)及び平成19年ストック・オプション(第10回新株予約権)は、平成20年2月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)、平成22年6月1日付株式分割(1株につき3株の割合)及び平成25年9月1日付株式分割(1株につき100株の割合)考慮後の権利行使価格で記載しております。
2. 平成24年ストック・オプション(第14回新株予約権)、平成24年ストック・オプション(第15回新株予約権)、平成24年ストック・オプション(第16回新株予約権)及び平成24年ストック・オプション(第17回新株予約権)は、平成25年9月1日付株式分割(1株につき100株の割合)考慮後の権利行使価格と公正な評価単価で記載しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	3,078	167,820
賞与引当金	105,918	88,860
減価償却超過額	186,842	267,657
未払社会保険料	16,169	11,748
資産除去債務	13,640	15,895
貸倒引当金	14,523	14,337
投資有価証券評価損	8,110	8,758
その他	77,636	15,492
繰延税金資産小計	425,918	590,571
評価性引当額()	47,303	589,510
繰延税金資産合計	378,614	1,061
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用()	9,764	10,807
その他有価証券評価差額金	2	4,070
その他()	253	2,848
繰延税金負債合計()	10,020	17,727
繰延税金資産及び負債の純額	368,594	16,665

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
流動資産 - 繰延税金資産	188,949千円	- 千円
固定資産 - 繰延税金資産	179,645千円	1,061千円
流動負債 - 繰延税金負債	- 千円	2,611千円
固定負債 - 繰延税金負債	- 千円	15,116千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
法定実効税率		
(調整)	38.01%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.67	
住民税均等割	1.98	
株式報酬費用	1.75	税金等調整前当期純損失
評価性引当金の増加	8.81	であるため、記載を省略
のれん償却額	10.18	しております。
税率の変更による影響	1.88	
試験研究費税額控除	0.77	
その他	0.98	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	66.52	

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることになりました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」(平成27年東京都条例第93号)が平成27年4月1日にそれぞれ公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から事業税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から33.06%に、平成29年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から32.30%に変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を12年から17年と見積り、割引率は主に0.62%～1.71%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成25年 3月 1日 至 平成26年 2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日)
期首残高	37,253千円	38,268千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	375千円	5,641千円
時の経過による調整額	639千円	684千円
期末残高	38,268千円	44,594千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、携帯電話、PC、インターネットを活用したサービスを提供することを主要事業としており、情報サービス事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ソリューション事業	プロダクト&サービス事業	合計
外部顧客への売上高	4,406,820	2,870,575	7,277,394

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	3,081,743	情報サービス事業
エイベックス通信放送株式会社	523,133	情報サービス事業

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ソリューション事業	プロダクト&サービス事業	合計
外部顧客への売上高	3,529,042	1,804,541	5,333,583

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	1,320,993	情報サービス事業
エイベックス通信放送株式会社	611,328	情報サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社N T T D コモ	東京都千代田区	949,680	移動通信事業	（被所有）直接 12.3	当社サービスの提供	当社より同社への情報サービスの提供	3,081,743	売掛金	263,380

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報サービスの提供については、案件毎に、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、価格を決定しております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社N T T D コモ	東京都千代田区	949,680	移動通信事業	（被所有）直接 12.0	当社サービスの提供	当社より同社への情報サービスの提供	1,320,993	売掛金	381,535

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報サービスの提供については、案件毎に、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、価格を決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	合同会社インミック	東京都千代田区	8	情報サービス業	所有直接 50.0	役員の兼任	出資の引受	75,000	投資有価証券	75,000

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 合同会社インミックの設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との取引	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	山岸 辰雄	-	-	当社取締役	（被所有）直接 -	-	新株予約権の行使（注）2	12,869	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. ストックオプションの当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有(被 所有)割合(%)	関連当 事者との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	高橋 豊志	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 -	-	新株予約権の 行使(注)2	11,836	-	-
役員	渡辺 求	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 -	-	新株予約権の 行使(注)2	11,836	-	-
役員	山岸 辰雄	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 -	-	新株予約権の 行使(注)2	11,836	-	-

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. ストックオプションの当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
 該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報
 該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
 該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)		当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	
1株当たり純資産額	427.11円	1株当たり純資産額	312.00円
1株当たり当期純利益金額	7.99円	1株当たり当期純損失金額()	116.12円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	7.69円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(注) 2. 当社は平成25年7月29日開催の取締役会決議により、平成25年9月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用致しました。
これに伴い、前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(注) 3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成26年2月28日)	当連結会計年度末 (平成27年2月28日)
純資産の部の合計(千円)	3,586,286	2,683,952
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	41,986	23,732
(うち新株予約権)	(40,235)	(23,568)
(うち少数株主持分)	(1,750)	(164)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,544,299	2,660,219
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	8,298,300	8,526,300

(注) 4. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	63,040	982,144
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	63,040	982,144
期中平均株式数(株)	7,884,753	8,457,565
当期純利益調整額(千円)	-	-
(うち少数株主利益)	(-)	(-)
普通株式増加数(株)	311,478	-
(うち新株予約権)	(311,478)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成22年ストック・オプション(第12回新株予約権)	-

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	-	150,000	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	2,297	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	450,000	0.6	平成28年~31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	3,063	-	平成28年~29年
合計	-	605,361	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	150,000	150,000	150,000	-
リース債務	2,297	765	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,534,298	2,747,380	3,904,752	5,333,583
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額()(千円)	7,766	154,386	633,475	594,400
四半期(当期)純損失金額 ()(千円)	13,009	113,843	1,019,655	982,144
1株当たり四半期(当期)純 損失金額()(円)	1.56	13.56	120.87	116.12

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	1.56	11.91	106.30	4.39

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,045,648	1,713,440
受取手形	15,303	6,903
売掛金	905,971	1,032,195
仕掛品	85,473	29,310
前渡金	58,239	35,103
前払費用	1,614,443	60,065
繰延税金資産	188,949	-
その他	1,535,863	1,548,863
貸倒引当金	9,934	11,318
流動資産合計	3,356,451	2,920,564
固定資産		
有形固定資産		
建物	83,457	92,800
器具備品	54,734	59,157
建設仮勘定	6,009	1,199
有形固定資産合計	144,200	153,157
無形固定資産		
商標権	3,387	6,208
ソフトウェア	318,225	253,808
ソフトウェア仮勘定	215,420	171,080
のれん	88,450	41,847
その他	273	5,207
無形固定資産合計	625,757	478,152
投資その他の資産		
投資有価証券	43,865	190,224
関係会社株式	11,816	40,570
関係会社出資金	-	75,000
繰延税金資産	176,291	-
差入保証金	187,582	211,184
その他	60,421	49,943
貸倒引当金	30,812	28,906
投資その他の資産合計	449,166	538,015
固定資産合計	1,219,123	1,169,325
資産合計	4,575,575	4,089,890

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 258,634	1 275,524
1年内返済予定の長期借入金	-	150,000
未払金	32,824	24,142
未払法人税等	109,691	-
未払消費税等	25,413	11,584
未払費用	1 150,874	1 168,048
繰延税金負債	-	2,611
前受金	1 49,629	1 4,594
預り金	29,668	11,961
賞与引当金	278,625	249,302
ポイント引当金	4,394	993
工事損失引当金	25,615	-
その他	1,702	4,397
流動負債合計	967,073	903,159
固定負債		
長期借入金	-	450,000
繰延税金負債	-	15,116
長期預り金	1 1,402	1 1,448
資産除去債務	38,268	44,594
その他	-	3,063
固定負債合計	39,671	514,222
負債合計	1,006,744	1,417,382
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,233,747	1,293,874
資本剰余金		
資本準備金	1,223,747	1,283,874
資本剰余金合計	1,223,747	1,283,874
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,068,657	58,393
利益剰余金合計	1,068,657	58,393
株主資本合計	3,526,152	2,636,141
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,442	12,798
評価・換算差額等合計	2,442	12,798
新株予約権	40,235	23,568
純資産合計	3,568,831	2,672,507
負債純資産合計	4,575,575	4,089,890

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
売上高	1 7,250,070	1 5,306,796
売上原価	1 5,218,923	1 3,902,932
売上総利益	2,031,146	1,403,864
販売費及び一般管理費	1, 2 1,877,068	1, 2 1,824,994
営業利益又は営業損失()	154,077	421,130
営業外収益		
受取利息	284	360
受取配当金	1	1 12,536
為替差益	12,642	15,707
補助金収入	-	7,889
保険解約返戻金	-	10,075
その他	8,278	4,151
営業外収益合計	21,206	50,720
営業外費用		
支払利息	-	320
売掛債権売却損	106	29
投資有価証券売却損	-	544
関係会社株式評価損	-	1,816
その他	5,464	-
営業外費用合計	5,570	2,711
経常利益又は経常損失()	169,713	373,121
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	35,893	-
新株予約権戻入益	-	14,201
特別利益合計	35,893	14,201
特別損失		
投資有価証券評価損	4,333	-
減損損失	-	231,860
特別損失合計	4,333	231,860
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	201,273	590,781
法人税、住民税及び事業税	115,250	3,240
法人税等調整額	4,963	378,900

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
法人税等合計	110,286	382,140
当期純利益又は当期純損失()	90,986	972,921

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 3月 1日 至 平成26年 2月28日)		当事業年度 (自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	799,617	14.4	2,013	0.1
労務費		1,011,412	18.3	1,129,837	25.7
外注加工費		2,518,773	45.5	2,117,940	48.2
経費		1,207,689	21.8	1,146,795	26.1
当期総製造費用		5,537,493	100.0	4,396,586	100.0
期首仕掛品たな卸高		104,804		85,473	
合計		5,642,298		4,482,059	
期末仕掛品たな卸高	85,473		29,310		
他勘定振替高	2	358,940		567,839	
当期製品製造原価	3	5,197,885		3,884,908	

(注)

前事業年度 (自 平成25年 3月 1日 至 平成26年 2月28日)		当事業年度 (自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日)	
1	経費のうち、主なものは以下のとおりであります。 サーバ管理料 116,725千円 ライセンス等利用料 401,897千円 減価償却費 313,300千円	1	経費のうち、主なものは以下のとおりであります。 サーバ管理料 85,742千円 ライセンス等利用料 360,902千円 減価償却費 332,135千円
2	他勘定振替高の主な内訳は以下の通りであります。 販売費 223,553千円 ソフトウェア仮勘定 135,387千円	2	他勘定振替高の主な内訳は以下の通りであります。 販売費 374,303千円 ソフトウェア仮勘定 185,186千円 研究開発費 8,349千円
3	当期製品製造原価と売上原価の調整表 当期製品製造原価 5,197,885千円 商品売上原価 21,038千円 売上原価 5,218,923千円	3	当期製品製造原価と売上原価の調整表 当期製品製造原価 3,884,908千円 商品売上原価 18,023千円 売上原価 3,902,932千円
(原価計算の方法) 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。		(原価計算の方法) 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	950,148	940,148	940,148	1,012,630	1,012,630	2,902,927
当期変動額						
新株の発行	283,598	283,598	283,598			567,197
剰余金の配当				34,959	34,959	34,959
当期純利益				90,986	90,986	90,986
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	283,598	283,598	283,598	56,027	56,027	623,223
当期末残高	1,233,747	1,223,747	1,223,747	1,068,657	1,068,657	3,526,152

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	6	6	39,702	2,942,623
当期変動額				
新株の発行				567,197
剰余金の配当				34,959
当期純利益				90,986
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,449	2,449	533	2,982
当期変動額合計	2,449	2,449	533	626,205
当期末残高	2,442	2,442	40,235	3,568,831

当事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,233,747	1,223,747	1,223,747	1,068,657	1,068,657	3,526,152
当期変動額						
新株の発行	60,126	60,126	60,126			120,252
剰余金の配当				37,342	37,342	37,342
当期純損失（ ）				972,921	972,921	972,921
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	60,126	60,126	60,126	1,010,264	1,010,264	890,011
当期末残高	1,293,874	1,283,874	1,283,874	58,393	58,393	2,636,141

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	2,442	2,442	40,235	3,568,831
当期変動額				
新株の発行				120,252
剰余金の配当				37,342
当期純損失（ ）				972,921
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,355	10,355	16,667	6,312
当期変動額合計	10,355	10,355	16,667	896,323
当期末残高	12,798	12,798	23,568	2,672,507

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間による定額法を採用しており、コンテンツ事業における配信用ソフトウェアについては、定額法に基づく償却額と見込み配信数量に基づく償却額のいずれか大きい額を計上しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員等の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

コンテンツサービス売上に関して、将来におけるポイント利用による費用負担に備えるため、将来利用可能であるポイントに対する所要額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)

ロ その他の契約

工事完成基準

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については3～7年間の定額法によっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しており、以下の事項については記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第54条の4に定めるたな卸資産及び工事損失引当金の注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第76条の2に定める工事損失引当金繰入額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
短期金銭債権	1,517千円	21,550千円
短期金銭債務	21,449千円	12,495千円
長期金銭債務	1,402千円	1,448千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当事業年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
売上高	2,381千円	26,509千円
仕入高	67,773千円	60,445千円
販売費及び一般管理費	37,245千円	23,536千円
営業取引以外の取引高	- 千円	12,000千円

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度33%、当事業年度40%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度67%、当事業年度60%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当事業年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
給料及び手当	409,771千円	331,172千円
賞与引当金繰入額	120,639千円	81,402千円
減価償却費	33,983千円	57,997千円
営業支援費	223,531千円	374,303千円

(有価証券関係)

子会社株式

子会社株式は市場価格がなく時価を把握することが極めて困難であると認められることから時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが困難であると認められる子会社株式の貸借対照表価額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
子会社株式	11,816	40,570

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	- 千円	167,820千円
賞与引当金	105,918	88,860
減価償却超過額	184,750	266,202
未払社会保険料	16,068	11,583
資産除去債務	13,640	15,895
貸倒引当金	14,523	14,337
投資有価証券評価損	8,110	8,758
その他	73,887	13,951
繰延税金資産小計	416,900	587,410
評価性引当額()	41,639	587,410
繰延税金資産合計	375,261	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用()	9,764	10,807
その他()	256	6,919
繰延税金負債合計	10,020	17,727
繰延税金資産及び負債の純額	365,241	17,727

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
法定実効税率		
(調整)	38.01%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.81	
住民税均等割	1.61	
株式報酬費用	1.53	税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。
評価性引当金の増加	5.61	
のれん償却	8.53	
抱合せ株式消滅差益	6.78	
税率変更による影響	1.52	
その他	0.05	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.79	

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることになりました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」(平成27年東京都条例第93号)が平成27年4月1日にそれぞれ公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から事業税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から33.06%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から32.30%に変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	83,457	19,141	-	9,798	92,800	46,745
器具備品	54,734	35,272	1,507	29,340	59,157	240,974
建設仮勘定	6,009	43,962	48,772	-	1,199	-
有形固定資産計	144,200	98,376	50,280	39,139	153,157	287,719
無形固定資産						
商標権	3,387	3,449	-	628	6,208	-
ソフトウェア	318,225	330,454	46,214 (35,053)	348,657	253,808	-
ソフトウェア仮勘定	215,420	482,922	527,262 (196,807)	-	171,080	-
のれん	88,450	-	-	46,602	41,847	-
その他	273	6,382	-	1,449	5,207	-
無形固定資産計	625,757	823,209	573,476 (231,860)	397,337	478,152	-

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額	フロア増床に伴う設備工事	13,500千円
器具備品	増加額	サーバー等の設置	12,584千円
		フロア増床等に係るもの	12,400千円
		その他	10,287千円
建設仮勘定	増加額	サーバー等の設置	10,258千円
		フロア増床等に係るもの	25,900千円
		その他	7,804千円
ソフトウェア	増加額	事業用システム	324,034千円
		管理用システム	6,420千円
ソフトウェア仮勘定	増加額	事業用システム	457,102千円
		管理用システム	25,820千円

(注) 2. 当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	40,746	40,224	40,746	40,224
賞与引当金	278,625	249,302	278,625	249,302
ポイント引当金	4,394	993	4,394	993
工事損失引当金	25,615	-	25,615	-

(注) 1 . 引当金の計上理由及び算定方法については、財務諸表等の「重要な会計方針」の「4. 引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月末日、2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし事故その他の止むを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.neoscorp.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第10期)(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

平成26年5月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年5月29日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成26年6月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(4) 四半期報告書及び確認書

(第11期第1四半期)(自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)

平成26年7月11日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書及び確認書

(第11期第2四半期)(自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日)

平成26年10月14日関東財務局長に提出。

(6) 四半期報告書及び確認書

(第11期第3四半期)(自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)

平成27年1月13日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 5月27日

ネオス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 勝彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由良 知久	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネオス株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネオス株式会社及び連結子会社の平成27年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ネオス株式会社の平成27年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ネオス株式会社が平成27年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月27日

ネオス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 勝彦	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由良 知久	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネオス株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネオス株式会社の平成27年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。